

仕様書

1 委託業務名

東海道新幹線の車内メディアを活用した「美し国みえ」プロモーション
業務委託

2 業務の目的

三重県では、令和6年5月に「三重県プロモーション推進方針」を策定し、統一感のある全庁的なプロモーションを行うことにより、三重県全体の認知度向上につなげていけるよう取り組むこととしている。

その際には、三重県全体の魅力やアイデンティティを端的に伝えるようなプロモーションを行うこととしており、「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信により、今後、「三重県といえば美し国みえ（うましくにみえ）」というイメージをもってもらえるように、中長期的な視点で「三重県」という地域そのものの魅力や価値を広く浸透させ、「三重県」全体の認知度を高める効果的なプロモーションに取り組むこととする。

そこで、令和6年度に作成した「美し国みえ」プロモーションサイト（URL：<https://www.umashikunimie.pref.mie.lg.jp/>）（以下LPという。）と連携させ、東海道新幹線の車内メディアを活用した大都市圏（首都圏及び関西圏）向けプロモーションを実施する。

3 業務の内容

東海道新幹線の車内メディアを活用して三重県の認知度向上を図るプロモーションを実施する。

その際、首都圏だけでなく関西圏の利用者にも同時に効率的にアプローチできること、乗車時間が長いこと、首都圏から三重県に実際に移動する際には大多数が利用すること、といった東海道新幹線が持つ特性を最大限生かしたプロモーションとすること。

（1）実施内容

東海道新幹線のグリーン車搭載誌「ひととき」に「美し国みえ」を活用した広告記事を3か月分（うち1か月分は本文見開き2ページ、2か月は本文1ページを想定）を作成し、掲載する。

広告記事の作成に際しては、「三重県といえば美し国みえ」というイメージを浸透させるため、「美し国みえ」ロゴマークを使用するとともに、LPに記載の「美し国みえ」のコンセプトに基づきながら効果的な発信となるよう工夫するとともに、LPへ誘導させることができるように留意すること。なお、使用する写真

や美し国みえのコンセプト等は県から提供する。

具体的な内容等については、提案をもとに、県と協議のうえ決定すること。

ア. 主な掲載項目

- ① 「美し国みえ」のコンセプト
- ② 記憶に残る体験
- ③ 刻まれた歴史の足跡
- ④ 心癒す自然
- ⑤ 三重の味覚
- ⑥ 息づく伝統と文化
- ⑦ 東京方面、大阪方面からのアクセス

イ. 実施時期

2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）の開催期間中（令和 7 年 10 月 13 日まで）に、効果的なタイミングで県と協議のうえ決定し、実施すること。

想定する掲載号は次のとおり。スケジュールについては「ひととき」を発行する事業者と調整のうえ決定すること。

- ・「ひととき」8月号（7月20日発売）本文1ページ
- ・「ひととき」9月号（8月20日発売）本文見開き2ページ
- ・「ひととき」10月号（9月20日発売）本文1ページ

ウ. 事業の効果検証

上記事業の効果を検証するために、アンケート調査を実施し、結果を分析すること。具体的な調査内容は、県と協議のうえ決定すること。

4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日（金）

5 履行（納入）場所

三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課

6 実施体制の整備

本業務の実施にあたり、契約後すみやかに次の書類を提出すること（任意様式）

- （1）実施計画書（業務行程やスケジュールなど）
- （2）業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出
- （3）その他必要とする書類

7 成果物

次に掲げる成果物を4 履行期間に記載の日までに三重県に提出すること。

- (1) 東海道新幹線の車内メディアを活用した大都市圏（首都圏及び関西圏）をターゲットにしたプロモーション関係
記事内容の詳細がわかるもの書類1部、電子データ1部
- (2) 効果検証として、実施結果、分析結果、次年度以降県で実施するプロモーションにあたっての助言及び提案等
書類1部、電子データ1部
- (3) 委託業務実績報告書（事業全体）
書類1部、電子データ1部
- (4) その他県が指示するもの

8 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が8（1）の（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作

物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作権人格権を行使しないものとする。

- (6) 仕様書に記載がない事項については、三重県との協議により決定する。
- (7) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (8) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。